

2020年・令和の新常識

今、オフィスや飲食店等に 求められる受動喫煙防止対策 3つのキホン

令和元年度第2回受動喫煙防止対策に関する施設管理者向け説明会

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の制定により、施設管理者には受動喫煙防止対策を講じる義務が定められました。

2020年4月1日から、飲食店や宿泊施設、事業所など、多数の方が利用する施設は原則屋内禁煙となります。屋内に喫煙室を設ける際は、法令の定める技術的基準を満たさなければなりません。

このたび、施設管理者の方々が、今、理解しておくべき基本事項を3つに分けてお伝えする説明会を開催することとしましたので、お知らせします。「2020年4月1日までに何をすればいいのかわからない」という施設管理者の方、「全面禁煙か喫煙室設置か悩んでいる」という飲食店の管理者の方など、多くの方のご参加をお待ちしております。

日時 **令和元年11月7日(木曜日)**

- 午前の部 午前10時30分から午後0時30分まで(午前10時開場)
- 午後の部 午後2時から午後4時まで(午後1時30分開場)

各部共通 ※午前・午後は同内容です

講義 1

受動喫煙防止対策に関する新たな制度について
～屋内原則禁煙、受動喫煙防止対策の実現に向けて～

(施設管理者の責務/施設ごとの規制内容/標識掲示の種類と掲示場所 等)

講義 2

喫煙室等設置の技術的基準に関する具体的な対応について

(技術的基準を満たす喫煙室の設置/正しい計測方法/好事例の紹介 等)

講義 3

補助金の申請や今後の手続きについて

(喫煙室設置の際の補助金/飲食店の喫煙可能室の届出手続き 等)

参加

無料(事前申込)

会場

東京都江戸東京博物館大ホール(東京都墨田区横網一丁目4番1号)

対象

東京都内にある施設の管理者、受動喫煙防止対策担当者等
※これまで施設管理者向け説明会に参加されたことのない方向けの初級編です。

定員

各部 360名(お申込みが定員を超えた場合は、締切後、受講人数を調整させていただきます。)

締切

令和元年10月29日(火曜日)

参加方法は裏面をご覧ください!

東京都受動喫煙防止条例についてはHPを参照ください→



F A X用申込書 兼 参加証 (FAX 03-3370-2017)

「個人情報の取扱いについて」(最下部参照)に同意する→チェックしてください。

参加希望	<input type="checkbox"/> 午前	<input type="checkbox"/> 午後	<input type="checkbox"/> 午前・午後どちらでも良い	<small>※どちらでも良い場合は、東京都で参加枠を決めさせていただきます。</small>
参加者氏名	フリガナ _____		役職	
施設種別	<input type="checkbox"/> 1 飲食 <input type="checkbox"/> 2 宿泊 <input type="checkbox"/> 3 娯楽 <input type="checkbox"/> 4 その他サービス() <input type="checkbox"/> 5 事業所 <input type="checkbox"/> 6 その他()			
法人名・所属 (団体名)				
住所				
電話番号		FAX		
E-mail	@	その他	<input type="checkbox"/> 車いす利用	<input type="checkbox"/> 手話通訳利用

会場の都合上、お申込みは原則とし1企業につき2名様まででお願いします。
(お申込み数が定員を超えた場合は調整させていただきます。)

(事務局記入欄)

受付が完了いたしました。出席確認のため、本FAXを当日受付にご提出ください。	受付番号：
--	-------

お申込み方法

WEB <http://www.hip-ltd.co.jp/p-smoking/>

E-mail p-smoking@hip-ltd.co.jp

■上記必要事項をご記入の上、件名「受動喫煙防止対策説明会申込み」としてお申込みください。



お申込み締切

令和元年10月29日(火曜日)

※会場の都合上、お申込みは原則として1企業につき2名様まででお願いします。(お申込み数が定員を超えた場合は調整させていただきます。)
※当日の録音・録画はご遠慮願います。 ※結果の通知は、お申込み締切後、11月1日(金)までにお送りします。参加の可否の通知が届かなかった場合は事務局までご連絡ください。

お申込みフォームはこちらから

アンケートにご協力をお願いします

■ 貴施設における今後の喫煙対策

1 既に対応済 (例：全面禁煙、新たに喫煙室を設置、既存の喫煙室を活用)

2 方向性を決定 (例：全面禁煙、新たに喫煙室を設置、既存の喫煙室を活用)

3 検討中

4 未定

5 制度が分からない

6 その他()

■ 受動喫煙防止対策についてお聞きになりたいことを教えてください。
(検討会、研修会、禁煙キャンペーン、社内ポスターなど、何でも)

アクセス

(公共交通機関をご利用ください)



- J R 総武線「両国」西口 徒歩3分
- 地下鉄 大江戸線「両国」A4出口 徒歩1分
- 住 所 〒130-0015 東京都墨田区横網1丁目4-1

お申込みに関するお問合せ

受動喫煙防止対策説明会運営事務局(株ヒップ 平日 9:00~17:00まで)

電話：03-3370-2411 FAX：03-3370-2017

事業の内容に関するお問合せ

東京都福祉保健局保健政策部健康推進課事業調整担当

電話：03-5320-4361 FAX：03-5388-1427